

# 本人通知制度を利用されるみなさまへ



## 本人通知制度とは？

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人の代理人や第三者（国又は地方公共団体の機関を除く。）に交付した場合に、市に事前に登録をした人に対して、証明書交付の事実を郵送によりお知らせする制度です。



## 登録の有効期間は？

- ① 登録期間は無期限です。
- ② 登録の廃止を希望される場合は、廃止の手続きが必要です。
- ③ 転出又は転居、転籍等により登録の内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。
- ④ 登録した人が③の変更届出をしていないことにより通知書が返戻されたとき、国外転出（出国）したとき、死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。



## 対象となる証明書は？

- ① 住民票の写し（住民票除票を含む）
- ② 住民票記載事項証明書
- ③ 戸籍謄抄本等（除籍を含む）
- ④ 戸籍附票の写し（除附票を含む）



## 通知する内容は？

登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。

通知書では、次の事項をお知らせします。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した証明書の種別及び部数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

### (3) 交付請求者の種別

#### ① 代理人

本人等の委任状持参者

#### ② 第三者（個人）

誓約書持参者

#### ③ 第三者（法人）

誓約書持参者

#### ④ 第三者（八業士）

弁護士

司法書士

土地家屋調査士

税理士

社会保険労務士

弁理士

海事代理士

行政書士

八業士の職務上請求

※ 交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。

※ 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人から開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、個人情報の保護に関する法律の範囲内の情報が開示されます。